

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	門真市重度障がい者の医療費の助成に関する条例(昭和48年門真市条例第40号)による重度障がい者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	84	
③ 番号法別表第2の項	108	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		門真市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の第2の項 門真市重度障がい者の医療費の助成に関する条例(昭和48年門真市条例第40号)による重度障がい者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	門真市重度障がい者の医療費の助成に関する条例(昭和48年門真市条例第40号)第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、 <u>障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図る</u> とともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、重度障がい者に対し医療費の一部を助成することにより、その健康の保持及び生活の安定に寄与し、もって重度障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦ 独自利用事務の関連規範		門真市重度障がい者の医療費の助成に関する条例(昭和48年門真市条例第40号) 門真市重度障がい者の医療費の助成に関する条例施行規則(平成30年門真市規則第7号)